令和６年度第１回小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（要録）

（通算第６３回）

１　開催日時　令和６年５月１６日（木曜日）午後５時３０分から午後６時５０分まで

２　開催場所　市役所５階　５０４会議室

３　出 席 者

(1) 委員　昼間守仁会長、村千鶴子副会長、安保克也委員、上村護委員、鈴木久和委員、田澤健治委員

(2) 事務局　飯田係長、飯坂主任、今井主任（総務課）

(3) 関係課　増原課長、山鹿課長補佐、久保江係長（情報政策課）

４　傍 聴 者　なし

５　会 次 第

(1) 議事

①　会長及び副会長の選出

②　情報公開制度実施状況（令和５年度）について（報告）

③　個人情報保護制度運用状況（令和５年度）について（報告）

④　保有個人情報取扱事務について（報告）

⑤　特定個人情報保護評価について（報告）

(2) その他

６　内容（要録）

(1) 情報公開制度実施状況（令和５年度）について（報告）

＝事務局から報告＝

(2) 個人情報保護制度運用状況（令和５年度）について（報告）

＝事務局から報告＝

(3) 保有個人情報取扱事務について（報告）

＝事務局から報告＝

会長　報告は終わりました。ここまでの件について、御質問はありますか。

委員　資料１や資料４に公開率とありますが、１００パーセントが一番良いということでしょうか。目安などあれば教えてください。

事務局　理想としましては、公開率１００パーセントになるかと存じますが、市として指標等はございません。

委員　基本的なことになりますが、公開の請求や開示の請求は、担当しているそれぞれの課に請求するのでしょうか。あと、共通の様式などはあるのでしょうか。

事務局　請求の受付先としましては、公文書や個人情報を保有している課に対して市民の方が請求するという方法になります。

委員　どこかでまとめて受け付けるということではないのですね。

事務局　そのような市町村、例えば情報公開課がある市町村もございますが、当市の場合は各主管課においてそれぞれ担当しているということになります。ただし、条例の主管課として制度を主管しているのは、我々総務課が担っています。

委員　例えば情報公開にしても、個人情報の開示にしても、市民の方は市役所のどの部局が何をやっているかご存じない方が多いので、こういうことについての開示請求をしたいのだけど、それはどこに請求したらいいですかというのを総務課に相談をすれば助言していただけるという理解で宜しいでしょうか。

事務局　おっしゃるとおりです。市民の方からしますと、どの情報をどの課が分掌しているかというのは中々分かりづらいところですので、庁内の調整機能を総務課が担っているので、総務課に問合せがあれば、どちらの課が保有しているか、こういう情報なら公開できますというような御案内を行っています。

　また、市役所の１階にある市政資料コーナーで、担当は市民課市民相談担当になりますが、そちらの方も同じような役割を担っておりますので、来庁されたら１階のところの入口左側に窓口がありますので、大体そちらの方で案内を行っております。

委員　情報公開制度について、不存在が４４件あって、廃棄が１０件ということですが、廃棄したものはどれでしょうか。

事務局　左側の番号順に申し上げますと、１０９番、これは障がい者支援課のもので、保存年限が経過しているため、廃棄済みとなっております。同じ理由のものとしましては、１８２番、２３９番、２５９番、３００番、３０３番、３３４番、３３５番、４３２番、４４５番です。

　以上の１０件が不存在の中でも、廃棄済みのものということになっております。

委員　ありがとうございました。

会長　情報公開請求の請求者について、個人と法人の割合はどれぐらいでしょうか。

　それから資料２のところですが、請求の内容に黒丸があって、ＡとかＢとかあると思いますが、ここにはどのような文字が入るのでしょうか。

　資料２の３０６番で指導課には当該資料がないということで不存在ですが、これは総務課には有るのでしょうか。教育委員会だから無いということでしょうか。

　続いて、３２５番の要望書が不存在というのはよく分からない。秘書広報課に持

ってきたり、担当課に持ってくる人もいたりするかと思いますが、そのような要望書が全然ないというのが疑問です。例えば、市長への手紙は要望書として扱っているのでしょうか。

それから、審査請求が両方とも飛躍的に増えていますが、何か事情があるのでしょうか。あと、これが行政不服審査の方に回っていて、その後裁判になるのか、ならないのか、どのようにお考えでしょうか。

資料５については、先ほどと同様にＡとかＢとかありますが、これもよく分かりません。

１１２番と１１３番について、五小と三中で保護者宛ての配布文書が不開示というのは、どのような理由でしょうか。

あと、１２９番から１５９番までですが、これは本人が記載したものを本人が請求しているということですか。行政が何か書き込んだとか、不信感があるということでしょうか。

事務局　まず１点目の請求者が個人なのか法人なのか、その割合についてですが、何人（なんぴと）も請求できることになっていますので、請求者の区分については、集計を取っていません。割合は出せませんが、これまでの実感としましては、契約に関するものは法人からの請求がほとんどです。そのほか、法人が請求してくるものは一定程度ございます。

続いて、２点目の黒丸のＡ、Ｂという表記は、飽くまでも便宜上の表記になります。同じ日に同じ件名の請求があって、ＡとＢというのは別人の個人名が入るので、黒丸だけにしてしまうと、別人の請求であることが分からなくなるため、便宜上そのような表記としています。

続いて、３点目の情報公開請求の３０６番の内訳ですが、表の左から５番目に請求の内容の欄がありますが、これは請求者が実際に請求書に記載した内容をそのまま書いている欄になります。３０６番の請求書というのは、(1)、(2)のような請求のされ方をしていますが、(1)の判断者というのは、市の事案決裁という規程がありまして、どの者が最終的に決定・判断をするのかというものがございますし、後は(2)の方で言いますと、例えば、具体的な管理要領とか管理一覧担当については、どの課がどのような文書を作成しているかを公表しているので、そのようなものがあるということは既に請求者と調整が付いています。既に公表されているものは、この請求から省くという調整が済んでいるので、その結果、それ以外のものとしては不存在になりますということで決定を出しているという事情がございます。

それから、３２５番の嘆願書、要望書の件数という請求に関してですが、こちらも同じような事情がありまして、先ほど会長がおっしゃられたように、小平市には「市長への手紙」という制度がございまして、それも一種の嘆願書であり、要望になりますが、その件数は既に公表されているので、そういったものを除いた、それ

以外のものとしては、不存在という決定をしています。本来であれば、その調整の部分を請求の内容のところに書ければいいのですが、細かい部分については、この表上では、表記を省略させていただいており、実際には、そのような事情がございます。

次に、審査請求の件数が増えていることについてですが、確かに件数は多くなっていますが、こちらは個別の事情がございまして、特定の方が複数の審査請求をされているので、その影響で審査請求の件数が増えています。情報公開請求の公開決定や、個人情報開示請求の開示決定について、審査請求をした後に、市の決定が正しいという裁決が出された場合は、審査請求人にとってはその後、訴訟を提起するという道が残されており、現状としては提訴されていませんが、今後どうなるかは分かりません。過去の市の訴訟を振り返ってみましても、公開決定や開示決定についての訴訟というのは、今のところございません。

委員　確認のための質問ですが、審査請求については、情報公開制度の部分で９件、個人情報の開示請求でいうと２１件ということですが、情報公開の方の審査請求の９件は同じ人であり、個人情報の開示請求の２１件も一人の人が２１件申し立てていて、情報公開の場合の９件も個人情報開示の場合の２１件も同じ人であると今の御説明で理解しましたが、間違いございませんか。

事務局　特定の方と御説明させていただきましたが、全て同一人物ということではございません。

委員　分かりました。

事務局　続いて、個人情報開示請求のところの個別の御質問で、１１２番、１１３番の説明になりますが、不開示ということで決定をしておりますが、請求者は子の法定代理人になります。家庭の事情等があり、請求者と子は別居している状況で、請求者は子の情報を知りたいということですが、こども本人からは請求者に情報を出さないで欲しいという意見がありました。本人の情報になりますが、不開示理由に書いてあるように個人情報の保護に関する法律第７８条第１項第１号の本人の生命身体に支障をきたす情報であるということで、不開示にしております。

会長　それは存否応答拒否にはならないのでしょうか。

事務局　保有個人情報があるということ自体は隠す必要がないため、存否応答拒否とせず、不開示決定としております。

続いて、１２９番から１５９番までについては、請求者本人が過去にご自身が請求された保有個人情報開示請求書を開示請求しているということになります。その中でも１４２番以降については、全部開示でなく部分開示としておりますが、それは請求書内に請求者本人以外の氏名が記載されているので、その部分を黒塗りし、部分開示としております。

委員　教育委員会の指導課に関する情報公開請求が１２４件、保有個人情報開示請

求が１７４件とありますが、１２４件と１７４件との間に約５０件の差がありますが、これは内容が異なるということでしょうか。

事務局　飽くまでも請求者が情報公開請求ということで、どなたにでも公開できる情報として情報公開制度で請求してきているケースについては１２４件あり、個人情報開示請求については、自分の個人情報を開示して欲しいという制度になっておりますので、個人情報の制度で請求している件数は１７４件ということになります。

委員　１２４件というのは、令和５年ですよね。いじめ問題が昨年非常に問題となっていましたが、令和４年度と比べると大分増えているのでしょうか。

事務局　情報公開請求に関して指導課に対して請求があったものは、令和５年度１２４件ですが、令和４年度は６５件でした。ただし、１２４件、６５件の全てがいじめ問題に関するものという訳ではございません。続いて、個人情報開示請求に関して指導課に対して請求があったものは、令和５年度は１７４件ですが、令和４年度は４７件でした。いずれにしても指導課への請求件数は、倍近くになっていますが、主な要因としましては、いじめ問題に関する請求が多かったということになります。

委員　個人情報開示の請求の内容の中にある黒丸のところは個人名が入るということですが、カウンセラーや教員の名前は出してもよいのでしょうか。

事務局　個人名でも名前が出ているところは、公務員になります。職務遂行における公務員の氏名は非公開情報にならないということで、黒塗りにしていません。

委員　情報公開は誰が請求してもいいということですが、保有個人情報の方は本人確認を行っているのでしょうか。

事務局　本人確認を行っています。また、令和５年度に個人情報保護法が地方公共団体に適用されることになってからは、任意代理人も請求できるようになりました。請求の時点で本人確認を行いますし、窓口で保有個人情報を交付する際にも本人確認を行っています。

委員　マイナンバーカードや保険証などを確認するということでしょうか。

事務局　お見込みのとおりです。

委員　情報公開については、本人確認をしないということですね。

事務局　はい。情報公開については、どなたにでも公開することができる情報ですので、本人確認を不要としています。

委員　分かりました。

委員　個人情報の開示の部分は、法律制度上は未成年の場合は法定代理人が請求できることになっていて、先ほど不開示にしたもので、こども本人がお父さんに開示しないでもらいたいと、要は虐待等が理由かと思いますが、今の時代だと法定代理人だから当然に代理権を認めていいという単純なものではないわけですが、その場合だとご本人や法定代理人の本人確認だけではなくて、この親子関係は大丈夫なの

かどうなのかを調べる必要があるような時代になってきているように思います。先ほどの件では、こども本人が開示してもらいたくないという意思確認ができたので、不開示にしたということですが、それは積極的にこどもの方から言わないといけないのか、何らかの手順やガイドラインみたいなものがあって、それに沿って意思確認を行っているのでしょうか。

事務局　先ほど、こどもの方から出さないで欲しいという話があったからと申し上げましたが、具体的な事務手続としましては、親子関係の確認を取る必要があるようなケースでは、意見照会を行い、市が決定を行う前段として、市からお子さんに対して意見書を送付し、回答をもらうようにしています。必ずしも本人が自主的に申し出るというものではなくて、制度上、市から意見を伺うということになっています。

委員　分かりました。

委員　資料２の２２ページで、廃棄してしまったという３３４番と３３５番の文書の件ですが、一つ前の３３３番から３３５番までが１件の請求になっていて、請求の内容は出張の記録が分かるものということで、この人がちゃんと出張に行っているのか、出張旅費が適正に支出されているのかなどを調べたくて請求しているのかなと想像するところですが、対象公文書のところで、３３３番の平成３０年度の出勤簿は一部公開となっていまして、３３５番の出張命令簿は廃棄されているということで、同じ年度で出張命令簿の取扱いと出勤簿の取扱いとが違う、片方は残っていて、もう片方は廃棄されているということは何か理由があるのでしょうか。これはセットでないと確認できないものかと思います。

事務局　それぞれの保存年限が設定の時点で異なっているなどの理由が考えられますが、併せて確認が必要なもので性質も同じようなものであれば、保存年限は同じになっていいように思います。調べた上で後日回答とさせてください。

委員　よろしくお願いします。

会長　他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(4) 特定個人情報保護評価について（報告）

会長　次に、議事の５番目「特定個人情報保護評価について」の報告となります。

なお、審議会条例第６条に「審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる」とありますので、説明のため担当課職員を本会議に出席させることについて、皆様よろしいでしょうか。

＝異議なし＝

それでは、そのように決定します。

報告内容について、担当課から説明をお願いします。

情報政策課　それでは、特定個人情報保護評価について、御報告させていただきま

す。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における制度面の保護措置の１つとして、特定個人情報保護評価の実施がございます。

特定個人情報保護評価は、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するとともに、地方公共団体等がプライバシーの保護等の取組について宣言し、国民の信頼を得ることを目的としているものです。

具体的には、マイナンバーを取扱う事務、システムの概要、リスク対策、開示請求先等の項目について、個人情報保護委員会が定める指針等に基づき評価し、その結果を記載した評価書を公表することとされています。

特定個人情報保護評価は、事後的な対応ではなく、積極的に事前に対応を行うものとされ、特定個人情報を保有する前に実施しなければならないため、小平市におきましては、マイナンバー制度が導入された平成２６年度に市民課、その後利用範囲の拡大に伴い平成２７年度にその他のマイナンバー利用課が特定個人情報保護評価書を作成し、市ホームページや市政資料コーナーで公表するとともに、個人情報保護委員会へ提出しております。

また、その後も、年に１度評価書を見直すように努めるものとされていることから、毎年全ての評価書を見直し、公表しています。

特定個人情報保護評価書は、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」、「全項目評価書」の３つの種類があり、どの評価書を作成するかは、評価を行う事務ごとに行う「しきい値判断」に基づいて決められます。

しきい値判断は、「対象人数」、「当該特定個人情報保護ファイルの取扱者数」、「評価実施事務機関における特定個人情報に関する重大事件の発生の有無」という項目があり、その項目値に基づいて、作成する評価書が分けられます。

お手元の「特定個人情報保護評価の実施手続」と記載された資料を御覧ください。

しきい値判断の見方ですが、例えば「住民基本台帳に関する事務」を例にとりますと、はじめに中央にあります、「対象人数は何人か」という項目では、市の人口が、約１９万６，０００人ですので、左下の「１０万人以上３０万人未満」となります。次に２つ目の項目として「特定個人情報ファイルの取扱者数は５００人以上か」住民基本台帳システムにアクセスできる権限者数ですが、市の取扱者数は約４００人ですので、「いいえ」の矢印に進み、３つ目の項目「過去１年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させたか」では、「いいえ」ですので、基礎項目評価書と重点項目評価書とを作成することとなります。

小平市においては、マイナンバー制度の導入以後、情報漏えい等の事故は発生しておりません。

次に、資料８の「特定個人情報保護評価書一覧」を御覧ください。現在小平市で

作成、公表している評価書の一覧でございます。

１行目が住民基本台帳に関する事務、２行目以降が番号利用法で認められている事務、資料裏面の網掛けになっている部分が、小平市の独自利用事務でございます。

これらの事務について「しきい値判断」を行った結果、令和５年度は対象人数が１，０００人未満のため「評価の実施義務なし」の事務が３２件、「基礎項目評価」が３３件、「重点項目評価」が５件となっております。

この評価ごとの件数につきましては、令和４年度の内容から評価書一覧２ページ目、中段、項番Ｎｏ１２８上のＮｏ１０１が、しきい値判断で「評価の実施義務なし」ということで１件増えております。内容は小平市重点支援給付金支給に関する事務でございます。

また、項目Ｎｏ１２８につきましては、災害時にしか発生しない事務であり、４月時点でも事務が発生していないため、Ｎｏ３６の２とＮｏ６９と同様に件数に含めていません。このため、令和５年度は新たに作成し、公表した評価書はございませんでした。

令和６年度につきましても、年に１度の評価書の見直しを実施いたします。１０月末頃の公表を目標に現在作業を進めております。

今後も市民の皆様の信頼にお応えできるよう、特定個人情報の取扱いには万全を期して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

報告は、以上でございます。

会長　報告は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

委員　特定個人情報保護評価の実施手続について、基礎項目評価と全項目評価と重点項目評価とをケースによって組み合わせで実施するということは、概略の説明で分かったのですが、例えば、基礎項目評価とは何かというと、基礎項目評価書を委員会に提出すると書いてありますが、基礎項目評価書がどのようなものなのか分かりません。また、全項目評価書なるものがあるのかと思いますが、それもどのようなものなのか分かりません。これは書式のようなものはあるのでしょうか。あるのであれば、見せていただくことは可能でしょうか。

情報政策課　この評価書をホームページに掲載しているので、どのような項目を評価しているかご覧いただくことができます。また、市政資料コーナーにも配架してありますので、そちらで見ることもできますし、審議会の中で書式を提示することも可能です。

会長　お願いですが、書式のイメージが湧かないので、次回で構わないのでひな形を用意して皆さんに配っていただければと思います。

他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。報告ありがとうございました。

(5) その他

会長　その他に何か事務局からありますか。

事務局　特にありません。

会長　以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。